

令和2～5年度運営指導における主な指導・注意事項（居宅介護支援）

項目	問題点	指導内容
内容及び 手続の説明 及び同意	利用者又はその家族に説明が必要な事項について、文書を交付して説明を行い、利用申込者からの署名を得ていない。	○ 前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等について、口頭の説明だけでなく、文書を交付し理解したことについて利用申込者から署名を得てください。 ※令和6年度より努力義務となりました。
勤務体制 の確保等	事業所の営業時間中、常に利用者からの相談等に対応できる体制を整えていない。	○ 事業所の営業時間中、利用者からの相談等に対応できる勤務体制を検討してください。
居宅サービス 計画書	サービス利用票について、利用者又はその家族から文書による同意を得ていない。	○ 居宅サービス計画書の第6表及び第7表のサービス利用票（別表）について、給付管理業務を行う月ごとに当該内容を利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得てください。（第1表から第3表の居宅サービス計画書等に文書による利用者の同意を得た月は除く。）
	福祉用具貸与が必要な理由が記載されていない。	○ 居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合には、福祉用具貸与が必要な理由を当該計画に記載してください。